

## (仮称) 東村山市個人情報保護法施行条例の基本的な考え方に関する意見募集の結果

1、案件名	(仮称) 東村山市個人情報保護法施行条例の基本的な考え方	
2、担当所管	東村山市総務部総務課情報公関係	
3、概要	(1) 意見募集期間	令和4年9月15日(木曜)から令和4年10月5日(水曜)
	(2) 周知方法	東村山市ホームページ、市報ひがしむらやま令和4年9月15日号
	(3) 意見回収箱の設置場所	市役所本庁舎1階情報コーナー 市役所いきいきプラザ1階総合窓口 各公民館 中央図書館、富士見図書館 各ふれあいセンター 青葉地域センター 市民スポーツセンター 美住リサイクルショップ 社会福祉センター サンパルネ内地域サービス窓口(ワンズタワー2階) 子育て総合支援センター「ころころの森」
4、ご意見をお寄せいただいた人数	1名(内訳:各施設での提出1名)	
5、お寄せいただいた意見の数	3件	
6、お寄せいただいた意見の内容と市の考え方	次ページのとおり	

No.	ご意見	市の考え方
1	個人情報を無駄に集めないでほしい。	<p>令和5年4月1日に施行される改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正個人情報保護法」といいます。）第61条において、市が個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない旨が規定されています。</p> <p>改正個人情報保護法の施行後は、同法第61条に基づいて所掌事務の遂行に必要な場合にのみ個人情報の収集を行います。</p>
2	署名に書かれた <b>name.address</b> を勝手にメモに取らないでほしい。個人的に利用しないでほしい。特定注意人物として市役所がラベル貼りをして情報を保持しないでほしい。	<p>改正個人情報保護法第61条において、市が個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない旨が規定されています。</p> <p>改正個人情報保護法の施行後は、同法第61条に基づいて所掌事務の遂行に必要な場合にのみ個人情報の収集を行います。</p> <p>また、改正個人情報保護法第67条には従事者の義務として個人情報の取扱いに従事する市の職員又は職員であった者は個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨が規定されており、これに違反した場合には罰則や懲戒処分が適用され得ます。</p> <p>個人情報を職員が個人的に使用することのないよう、改正個人情報保護法の施行後は、同法第67条の義務を順守してまいります。</p>
3	市役所に出した個人情報を適切に捨ててほしい。	<p>改正個人情報保護法第66条に規定する安全管理措置として、市の職員には取り扱う個人情報が不要となった場合には、当該情報を消去・廃棄することが求められます。</p>

		改正個人情報保護法の施行後は、同法第66条の安全管理措置の一環として 個人情報を適切に廃棄します。
--	--	--

※お寄せいただいたご意見の中に複数にわたる内容が記載されている場合は、項目ごとに分割するなど、整理して記載しています。

また、明らかな誤字・脱字等の修正を除き、可能な限り原文のまま掲載しています。